

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年2月28日
【発行者の名称】	東京高圧山崎株式会社 (TOKYO KOATSU Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 二階堂 貴朗
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号
【電話番号】	03-3409-7541 (代表)
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 管理本部長 江口 康久
【担当J-Adviserの名称】	Jトラストグローバル証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢田 耕一
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー7階
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.jtg-sec.co.jp/hs/financial.htm
【電話番号】	03-4560-0200
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	東京高圧山崎株式会社 https://www.tokyo-koatsu.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第51期(中間)	第52期(中間)	第53期(中間)	第51期	第52期
会計期間	自 2022年6月1日 至 2022年11月30日	自 2023年6月1日 至 2023年11月30日	自 2024年6月1日 至 2024年11月30日	自 2022年6月1日 至 2023年5月31日	自 2023年6月1日 至 2024年5月31日
売上高 (千円)	5,820,579	5,747,761	6,080,386	12,192,139	11,981,681
経常利益 (千円)	214,183	164,787	152,878	392,103	405,281
親会社株主に帰属する中間 (当期)純利益 (千円)	60,785	129,978	113,729	108,769	263,310
中間包括利益又は包括利益 (千円)	55,414	173,894	52,914	152,783	385,174
純資産額 (千円)	2,671,332	2,934,813	3,166,461	2,765,259	3,145,109
総資産額 (千円)	9,637,673	9,790,753	10,155,000	9,981,200	10,042,763
1株当たり純資産額 (円)	6,234.98	6,824.80	7,408.21	6,449.69	7,334.90
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	50 (—)	60 (—)
1株当たり中間(当期) 純利益 (円)	146.97	314.28	275.74	262.99	637.34
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	26.8	28.8	30.0	26.7	30.1
自己資本利益率 (%)	2.4	4.8	3.7	4.2	9.2
株価収益率 (倍)	32.0	15.0	17.0	17.9	7.4
配当性向 (%)	—	—	—	19.0	9.4
営業活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	5,075	93,055	275,216	102,550	529,627
投資活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	△25,821	60,656	△73,703	25,415	△123,826
財務活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	114,774	△77,765	△119,416	161,677	△268,455
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	637,339	908,900	1,052,396	832,954	970,300
従業員数 (外、平均臨時雇用人員) (名)	239 (16)	243 (13)	253 (12)	243 (13)	251 (12)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。

3. 第51期及び第52期の連結財務諸表、第51期及び第52期の中間連結財務諸表について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、東邦監査法人の監査及び中間監査を受けております。また、第53期の中間連結財務諸表について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、東邦監査法人の期中レビューを受けております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年11月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
産業ガス・溶材機材事業	169 (8)
ファイン製品事業	66 (3)
その他	— (1)
全社（共通）	18 (—)
合計	253 (12)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除いた就業人員数であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 臨時雇用者には、派遣社員及びパートタイマーを含んでおります。
3. 全社（共通）の従業員数は、主に管理部門などに所属している従業員であります。

(2) 発行者の状況

2024年11月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
186 (11)	52.6	10.8	4,532

セグメントの名称	従業員数(名)
産業ガス・溶材機材事業	151 (8)
ファイン製品事業	17 (2)
その他	— (1)
全社（共通）	18 (—)
合計	186 (11)

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員数であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 臨時雇用者には、派遣社員及びパートタイマーを含んでおります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 全社（共通）の従業員数は、主に管理部門などに所属している従業員であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における日本経済は、ウクライナや中東地域の紛争の長期化、中国経済の減速など先行き不透明な状況のなか、景気の一部に足踏みが残るものの、インバウンド需要の拡大と個人消費の持ち直しの動きがみられたことから緩やかな回復となりました。

このような事業環境のもと、当社グループは、販売先に対する製品及び取扱商品の安定供給に努めるとともに、原材料調達価格の高騰に対し販売価格の是正や物流の効率化に取り組んでまいりました。

この結果、当中間連結会計期間の売上高は6,080,386千円（前年同期比5.8%増）、営業利益は147,440千円（前年同期比8.6%減）、経常利益は152,878千円（前年同期比7.2%減）、親会社株主に帰属する中間純利益は113,729千円（前年同期比12.5%減）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

(産業ガス・溶材機材事業)

産業ガスは、全般的に製造業向けの需要減少が続く厳しい状況にあり、主力の高圧ガスの出荷量が伸び悩んだことから売上・利益ともに減少いたしました。

溶材機材は、建設コストの高騰や人材不足などから、工程の遅延などもあり国内の需要は厳しい状況が続いておりますが、海外向けの出荷量が回復したことと、機械装置や設備工事関連の受注が堅調に推移したことにより売上・利益ともに増加いたしました。

この結果、当中間連結会計期間における産業ガス・溶材機材事業の売上高は4,454,295千円（前年同期比7.8%増）、セグメント利益は131,017千円（前年同期比14.5%増）となりました。

(ファイン製品事業)

化成品は、グリシン等の食品添加物やアクリルエマルジョンなどの塗料用原料及び当社フロン代替用スーパーガス（HFO）の販売が堅調に推移いたしました。ウレタン断熱パネル及び断熱工事は、国内需要低迷により売上高は前年並みとなりましたが、低収益工事案件が多かったことから利益は減少いたしました。

化学品は、無水ホウ酸やPE、PP樹脂及び塩化ビニール加工品の受注が堅調に推移し売上・利益ともに増加いたしました。

建設用塗料及び塗材は、大型建設現場が堅調に推移し回復の兆しはあるものの、新築戸建住宅向けOEM製品の需要が低迷したことから、売上高は前年並みとなりました。

特機製品は、主力のマスフローコントローラは半導体市場の需要の回復の遅れにより売上・利益ともに減少いたしました。

この結果、当中間連結会計期間におけるファイン製品事業の売上高は1,611,697千円（前年同期比0.7%増）、セグメント利益は11,650千円（前年同期比72.2%減）となりました。

(その他)

その他は、不動産事業を営んでおり、当中間連結会計期間の売上高は14,392千円（前年同期比0.8%減）、セグメント利益は4,772千円（前年同期比3.3%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末と比べて82,096千円増加し、1,052,396千円となりました。各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は275,216千円（前中間連結会計期間93,055千円の収入）となりました。この主要因は、「税金等調整前中間純利益」185,341千円、「売上債権の増減額」30,084千円、「仕入債務の増減額」85,580千円により資金が増加したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は73,703千円(前中間連結会計期間60,656千円の収入)となりました。この主な要因は、「投資有価証券の売却による収入」49,855千円により資金が増加し、「有形固定資産の取得による支出」91,102千円、「のれんの取得による支出」20,000千円、「投資有価証券の取得による支出」10,000千円により資金が減少したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により支出した資金は119,416千円(前中間連結会計期間77,765千円の支出)となりました。この主な要因は、「短期借入金の純増額」70,000千円、「長期借入れによる収入」300,000千円により資金が増加し、「長期借入金の返済による支出」446,269千円により資金が減少したことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
産業ガス・溶材機材事業	649,799	108.9
ファイン製品事業	341,650	98.8
合計	991,449	105.2

(注) 1. その他は、生産活動を行うものでないため記載を省略しております。

2. 金額は、製造原価により表示しております。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
産業ガス・溶材機材事業	4,469,448	108.9	224,697	147.2
ファイン製品事業	1,486,410	102.0	130,374	109.3
合計	5,955,858	107.1	355,071	130.6

(注) 1. その他は、事業の性質上記載を省略しております。

2. 金額は、販売価格により表示しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
産業ガス・溶材機材事業	4,454,295	107.8
ファイン製品事業	1,611,697	100.7
その他	14,392	99.2
合計	6,080,386	105.8

(注) 主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題等について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、2024年8月30日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<J-Adviser との契約について>

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、Jトラストグローバル証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2021年2月1日にJトラストグローバル証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式はTOKYO PROMarket から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本発行者情報公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、Jトラストグローバル証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産活法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公

認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

（a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

（b）前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

（a）TOKYO PRO Marketの上場株券等

（b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総

会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日

- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延
甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
次の a 又は b に該当する場合。
a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。
- ⑫ 株式の譲渡制限
甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- ⑬ 完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。
a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決

議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1か月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財務状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は5,769,818千円で、前連結会計年度末に比べ99,362千円増加しております。現金及び預金の増加82,246千円、受取手形、売掛金及び契約資産の増加50,581千円、商品及び製品の増加49,021千円、電子記録債権の減少80,665千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は4,385,181千円で、前連結会計年度末に比べ12,873千円増加しております。機械装置及び運搬具の増加67,988千円、繰延税金資産の増加27,131千円、投資有価証券の減少93,554千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は5,195,924千円で、前連結会計年度末に比べ93,138千円増加しております。支払手形及び買掛金の増加58,404千円、電子記録債務の増加42,588千円、短期借入金の増加70,000千円、1年内返済予定の長期借入金の減少128,308千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は1,792,614千円で、前連結会計年度末に比べ2,253千円減少しております。長期借入金の減少17,961千円、退職給付に係る負債の減少2,229千円、リース債務の増加18,511千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は3,166,461千円で、前連結会計年度末に比べ21,351千円増加しております。親会社株主に帰属する中間純利益の計上113,729千円等による利益剰余金の増加88,977千円、その他有価証券評価差額金の減少62,467千円が主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2024年11月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年2月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,750,000	1,310,614	439,386	439,386	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権限内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	1,750,000	1,310,614	439,386	439,386	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年6月1日～ 2024年11月30日	—	439,386	—	779,294	—	500,061

(6) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	2024年11月30日現在
			株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
大陽日酸株式会社	東京都品川区小山一丁目3番26号	78,852	19.18
株式会社レゾナック・ガスプロダクツ	神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地	62,560	15.22
前田 浩正	東京都練馬区	60,200	14.64
日清紡ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号	27,000	6.57
東京ガスケミカル株式会社	東京都港区芝公園二丁目4番1号	20,310	4.94
東京高压従業員持株会	東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号	19,157	4.66
株式会社TCC	東京都足立区千住五丁目26番3-104号	17,800	4.33
小澤物産株式会社	東京都品川区西五反田七丁目24番5号	17,500	4.26
株式会社北陸銀行	富山県富山市堤町通り一丁目2番26号	14,110	3.43
東京マイビス株式会社	東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号	12,680	3.08
計	—	330,169	80.30

(注) 持株比率は自己株式28,233株を控除して計算しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 28,200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 410,600	4,106	権限内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
単元未満株式	普通株式 586	—	—
発行済株式総数	439,386	—	—
総株主の議決権	—	4,106	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式33株が含まれています。

② 【自己株式等】

2024年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
東京高圧山崎株式会社	東京都渋谷区渋谷一丁目 9番8号	28,200	—	28,200	6.43
計	—	28,200	—	28,200	6.43

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年6月	2024年7月	2024年8月	2024年9月	2024年10月	2024年11月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)における取引価格であります。

2. 2024年6月から2024年11月について、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)における売買実績はありません。

3 【役員状況】

前連結会計年度の発行者情報提出日後、当発行者情報提出日までの役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2024年6月1日から2024年11月30日まで)の中間連結財務諸表について、東邦監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当中間連結会計期間 (2024年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,005,849	1,088,095
受取手形、売掛金及び契約資産	2,462,029	※1 2,512,610
電子記録債権	1,371,643	※1 1,290,977
有価証券	50,000	50,000
商品及び製品	429,731	478,753
仕掛品	30,775	25,393
原材料	188,305	200,544
その他	133,013	124,661
貸倒引当金	△892	△1,218
流動資産合計	5,670,455	5,769,818
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	545,176	527,708
機械装置及び運搬具（純額）	164,329	232,318
土地	2,048,448	2,048,448
リース資産（純額）	26,991	49,325
建設仮勘定	22,549	—
その他（純額）	141,229	156,421
有形固定資産合計	2,948,725	3,014,223
無形固定資産		
のれん	82,897	100,703
その他	123,355	120,666
無形固定資産合計	206,253	221,370
投資その他の資産		
投資有価証券	965,478	871,924
長期貸付金	650	—
繰延税金資産	31,773	58,905
その他	219,431	218,758
貸倒引当金	△4	—
投資その他の資産合計	1,217,329	1,149,588
固定資産合計	4,372,308	4,385,181
資産合計	10,042,763	10,155,000

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当中間連結会計期間 (2024年11月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,443,979	※1 1,502,383
電子記録債務	1,960,400	※1 2,002,989
短期借入金	520,000	590,000
1年内返済予定の長期借入金	741,102	612,794
リース債務	19,717	22,687
未払法人税等	75,724	81,607
賞与引当金	73,969	76,205
その他	267,891	※1 307,258
流動負債合計	5,102,785	5,195,924
固定負債		
長期借入金	1,307,233	1,289,272
リース債務	27,771	46,283
繰延税金負債	79,774	79,088
役員退職慰労引当金	102,477	102,477
退職給付に係る負債	205,798	203,569
資産除去債務	20,483	20,554
その他	51,329	51,369
固定負債合計	1,794,868	1,792,614
負債合計	6,897,653	6,988,538
純資産の部		
株主資本		
資本金	779,294	779,294
資本剰余金	502,721	502,721
利益剰余金	1,622,493	1,711,471
自己株式	△118,002	△124,479
株主資本合計	2,786,505	2,869,007
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	239,370	176,902
その他の包括利益累計額合計	239,370	176,902
非支配株主持分	119,233	120,551
純資産合計	3,145,109	3,166,461
負債純資産合計	10,042,763	10,155,000

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年6月1日 至 2023年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
売上高	5,747,761	6,080,386
売上原価	4,357,788	4,633,170
売上総利益	1,389,973	1,447,215
販売費及び一般管理費	※1 1,228,697	※1 1,299,774
営業利益	161,275	147,440
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	10,111	10,693
持分法による投資利益	—	2,218
為替差益	3,388	—
家賃収入	1,535	1,903
その他	3,894	10,967
営業外収益合計	18,929	25,783
営業外費用		
支払利息	14,293	17,002
持分法による投資損失	932	—
為替差損	—	3,171
その他	192	171
営業外費用合計	15,418	20,345
経常利益	164,787	152,878
特別利益		
固定資産売却益	61	—
投資有価証券売却益	36,264	34,822
受取保険金	882	1,105
段階取得に係る差益	10,314	—
特別利益合計	47,523	35,927
特別損失		
固定資産除却損	3,156	3,464
棚卸資産除却損	3,606	—
特別損失合計	6,762	3,464
税金等調整前中間純利益	205,547	185,341
法人税等	73,146	69,601
中間純利益	132,401	115,740
非支配株主に帰属する中間純利益	2,422	2,010
親会社株主に帰属する中間純利益	129,978	113,729

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年6月1日 至 2023年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
中間純利益	132,401	115,740
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	45,243	△62,826
持分法適用会社に対する持分相当額	△3,750	—
その他の包括利益合計	41,493	△62,826
中間包括利益	173,894	52,914
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	171,311	51,262
非支配株主に係る中間包括利益	2,583	1,651

③ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年6月1日 至 2023年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	205,547	185,341
減価償却費	79,557	81,909
のれん償却額	7,203	12,194
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△331	320
賞与引当金の増減額 (△は減少)	992	2,235
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△2,429	—
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	4,777	△2,229
受取利息及び受取配当金	△10,111	△10,693
受取保険金	△882	△1,105
支払利息	14,293	17,002
為替差損益 (△は益)	△3,388	3,171
持分法による投資損益 (△は益)	932	△2,218
投資有価証券売却損益 (△は益)	△36,264	△34,822
段階取得に係る差損益 (△は益)	△10,314	—
固定資産売却損益 (△は益)	△61	—
固定資産除却損	3,156	3,464
売上債権の増減額 (△は増加)	279,371	30,084
棚卸資産の増減額 (△は増加)	9,624	△55,879
仕入債務の増減額 (△は減少)	△344,310	85,580
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△3,979	△31,298
その他	△5,972	55,680
小計	187,411	338,737
利息及び配当金の受取額	10,742	10,330
利息の支払額	△15,284	△16,869
法人税等の支払額	△96,696	△64,305
保険金の受取額	882	1,323
和解金の受取額	6,000	6,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	93,055	275,216
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	—	△150
有形固定資産の取得による支出	△76,194	△91,102
有形固定資産の売却による収入	70	34
投資有価証券の取得による支出	△9,790	△10,000
投資有価証券の売却による収入	83,195	49,855
貸付けによる支出	△3,000	△50
貸付金の回収による収入	4,070	4,960
のれんの取得による支出	—	△20,000
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	70,538	—
その他	△8,233	△7,251
投資活動によるキャッシュ・フロー	60,656	△73,703

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年6月1日 至 2023年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	150,000	70,000
長期借入れによる収入	560,000	300,000
長期借入金の返済による支出	△756,428	△446,269
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△10,615	△11,584
自己株式の取得による支出	—	△6,476
配当金の支払額	△20,721	△24,751
非支配株主への配当金の支払額	—	△334
財務活動によるキャッシュ・フロー	△77,765	△119,416
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	75,946	82,096
現金及び現金同等物の期首残高	832,954	970,300
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 908,900	※1 1,052,396

【注記事項】

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用の計算

税金費用につきましては、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 中間連結会計期間末日満期手形等

中間連結会計期間末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当中間連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の中間連結会計期間末日満期手形等が、中間連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当中間連結会計期間 (2024年11月30日)
受取手形	— 千円	73,846千円
電子記録債権	— "	73,037 "
支払手形	— "	30,876 "
電子記録債務	— "	378,064 "
設備電子記録債務	— "	337 "

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年6月1日 至 2023年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
運賃	251,051千円	257,559千円
給料及び手当	342,786 "	364,566 "
賞与引当金繰入額	51,712 "	56,725 "
退職給付費用	6,884 "	7,538 "

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年6月1日 至 2023年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
現金及び預金	944,269千円	1,088,095千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△35,368 "	△35,699 "
現金及び現金同等物	908,900千円	1,052,396千円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2023年6月1日 至 2023年11月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年8月29日 定時株主総会	普通株式	20,721	50.00	2023年5月31日	2023年8月30日	利益剰余金

- 2 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年8月29日 定時株主総会	普通株式	24,751	60.00	2024年5月31日	2024年8月30日	利益剰余金

- 2 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

報告セグメントごとの売上高、利益又は損失に関する情報

前中間連結会計期間(自 2023年6月1日 至 2023年11月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額	中間連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	産業ガス・ 溶材機材 事業	ファイン 製品事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	4,131,976	1,601,270	5,733,246	14,514	5,747,761	—	5,747,761
セグメント間の内部 売上高又は振替高	29,249	—	29,249	—	29,249	△29,249	—
計	4,161,225	1,601,270	5,762,495	14,514	5,777,010	△29,249	5,747,761
セグメント利益	114,472	41,868	156,340	4,934	161,275	—	161,275

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業を含んでおります。
2. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当中間連結会計期間(自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額	中間連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	産業ガス・ 溶材機材 事業	ファイン 製品事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	4,454,295	1,611,697	6,065,993	14,392	6,080,386	—	6,080,386
セグメント間の内部 売上高又は振替高	97,669	4,438	102,107	—	102,107	△102,107	—
計	4,551,964	1,616,136	6,168,100	14,392	6,182,493	△102,107	6,080,386
セグメント利益	131,017	11,650	142,668	4,772	147,440	—	147,440

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業を含んでおります。
2. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間(自 2023年6月1日 至 2023年11月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計
	産業ガス・ 溶材機材事業	ファイン 製品事業	計		
産業ガス	2,630,327	—	2,630,327	—	2,630,327
溶材機材	1,501,648	—	1,501,648	—	1,501,648
化学品及び化成品	—	882,453	882,453	—	882,453
建設用塗料及び塗材	—	507,801	507,801	—	507,801
特機製品	—	211,015	211,015	—	211,015
顧客との契約から生じる収益	4,131,976	1,601,270	5,733,246	—	5,733,246
その他の収益(注)	—	—	—	14,514	14,514
外部顧客への売上高	4,131,976	1,601,270	5,733,246	14,514	5,747,761

(注) 「その他の収益」の区分には、報告セグメントに含まれない事業を分類しており、不動産事業におけるリースに係る収入等を含んでおります。

当中間連結会計期間(自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計
	産業ガス・ 溶材機材事業	ファイン 製品事業	計		
産業ガス	2,615,845	—	2,615,845	—	2,615,845
溶材機材	1,838,450	—	1,838,450	—	1,838,450
化学品及び化成品	—	958,474	958,474	—	958,474
建設用塗料及び塗材	—	492,525	492,525	—	492,525
特機製品	—	160,697	160,697	—	160,697
顧客との契約から生じる収益	4,454,295	1,611,697	6,065,993	—	6,065,993
その他の収益(注)	—	—	—	14,392	14,392
外部顧客への売上高	4,454,295	1,611,697	6,065,993	14,392	6,080,386

(注) 「その他の収益」の区分には、報告セグメントに含まれない事業を分類しており、不動産事業におけるリースに係る収入等を含んでおります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年6月1日 至 2023年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
1株当たり中間純利益	314.28円	275.74円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	129,978	113,729
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	129,978	113,729
普通株式の期中平均株式数(株)	413,571	412,448

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年2月25日

東京高压山崎株式会社
取締役会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員

公認会計士

小池 利香

指定社員
業務執行社員

公認会計士

小山 雄司

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京高压山崎株式会社の2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年6月1日から2024年11月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京高压山崎株式会社及び連結子会社の2024年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の

立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上